



**固定資産の家屋調査及び
各種届出について**

毎年1月1日現在で家屋を所有している方に固定資産税が課税されます。

●新築・増改築をされた方

本年、家屋を新築又は増改築された方につきましては、10月頃から税務課職員が訪問調査に伺いますのでご協力のほどよろしく願います。

なお、調査日につきましては、事前に日程調整してから訪問いたします。

●家屋を取り壊された方

建物（家屋）の全部または一部を取り壊した場合は「建物滅失届」を提出して下さい。

提出がないと翌年度以降も建物（家屋）に対して固定資産税が課税される場合があります。なお、滅失登記された場合は役場へ届け出の必要はありません。

●家屋の名義変更をされた方
登記されていない建物（未

登記家屋）を売買、相続、贈与等により名義変更された場合は、「家屋名義人変更届」を提出して下さい。

なお、所有権移転登記をされた場合は、役場へ届け出の必要はありません。

**■問い合わせ先
税務課賦課係**

☎ 47-4683

**秋の全道火災予防運動に伴う
火災想定訓練について**

10月15日（木）から10月30日（金）まで秋の全道火災予防運動に伴い、火災想定訓練を次のとおり実施します。

当日は、消防車がサイレンを吹鳴して走行しますので火災等と間違いないようお知らせします。

■日時・場所

① 10月26日（月）
8時45分～ 吉岡地区

② 10月27日（火）
8時45分～ 福島地区

③ 10月28日（水）
8時45分～ 三岳地区

■問い合わせ先

福島消防署
☎ 47-2119

地域子育て支援センターのご利用をお待ちしております

福島保育所に併設の「子育て支援センター」では、在宅の親子の遊びの場として子育てサロンを開放しています。

子育て親子の交流の場としてサロンにある遊具でのびのび遊んでみませんか。育児に関する不安や悩みにも専門のスタッフが対応いたしますので、ご遠慮なくご利用下さい。

また、子育て支援センターの事業として遊びの広場「ゆりっこ広場」も月3回程度実施していますのであわせてご利用をお待ちしています。

平成27年度ゆりっこ広場年間計画（下半期）

- 子育て支援センター開設日
毎週月～金曜日（祝日除く）
- 子育てサロンの開放
午前9時～12時
- 電話相談
午前9時～午後3時

問い合わせ先

認定こども園福島保育所
☎47-3440



月 日	会 場	月 日	会 場
10月6日(火)	福島保育所	1月12日(火)	福島保育所
20日(火)	福島保育所	19日(火)	福島保育所
27日(火)	福島保育所	26日(火)	福島保育所
11月10日(火)	福島保育所	2月2日(火)	福島保育所
19日(木)	福島保育所	9日(火)	福島保育所
24日(火)	福島保育所	18日(木)	福島保育所
12月1日(火)	福島保育所	23日(火)	福島保育所
8日(火)	福島保育所	3月1日(火)	福島保育所
15日(火)	福島保育所	8日(火)	福島保育所
24日(木)	福島保育所	15日(火)	福島保育所

ゆりっこ広場では、リズム運動やエプロンシアターなど、いろいろな遊びを通して子育て親子の交流を図っております。

また、運動指導士による運動保育も数回実施しております。
※開催時間は10：00～11：30となっております。